No	国の予算区分	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	※を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B-1 国の4年度分（交付限度額（1、2、3））	B-2 国の4年度分（交付限度額（4））	B-3 国の4年度分（交付限度額（2））	B-3 国の4年度分（交付限度額（3））	B-4 国の4年度分（交付限度額（2）、（3））	B-4 国の4年度分（交付限度額（3）、（3））	C 国庫補助額	D その他（一般財源や地財債の対象外経費等）	事業の概要（①②③のそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金に当てる経費内容 ③経営戦略（対象額、補助率） ※事業の対象（交付対象者、対象施設等）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	特定事業者等支援	個人または対象となった給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的施策を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考(1)（地方単独事業に関連していると指津補助事業があるか（ex.地方単独事業の場合事業名が国の補助事業名と同じ）	予算区分
													合計	3,533,331	3,083,790	18,211	0	0	1,338,322	1,599,240																	
1	R4	単	○	○	松戸市価格高騰重点支援給付金・松戸市生活・暮らし低所高騰重点支援給付金【低所得者世帯給付金】		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う臨時措置支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援		1,599,360	1,599,360				3,120	1,596,240				1. 松戸市価格高騰重点支援給付金 1-①. 国による「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の「低所得世帯支援枠」。 新型コロナウイルスの影響を受けた物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯に対して、給付金を支給する。 1-②. 給付金：1,596,240千円 1-③. 補助金：1,596,240千円(53,200世帯×30千円) ※53,200世帯=52,040世帯（確定世帯数）+ 2112世帯（見込み世帯数） 1-④. 住民税非課税世帯（基準日：令和5年4月1日） 2. 松戸市生活・暮らし価格高騰重点支援給付金 2-①. 国による「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の「生活者支援枠・推奨事業メニュー分」。 新型コロナウイルスの影響を受けた物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、 低所得世帯の対象外の住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護を受給していない世帯に対して、住民税非課税世帯に準じて、給付金を支給する事業。 本事業のうち、ここでは世帯員と等及び非課税の対象となる要計急変世帯分に対して、市独自で給付金を支給する事業。 2-②. 給付金：3,120千円 2-③. 補助金：3,120千円（104世帯×30千円） 2-④. 新計急変世帯	–	–	○	–	R5.6	R8.3	プッシュ型の発送や軽減通知等により、対象世帯の利用を促す。	HP、広報紙等	・実施要綱 ・予算説明書 https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/oshirase/kyouhukin-s3.html https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/oshirase/seikatukaisoyouten.html		R5補正（地）
2	R4	単	○	○	松戸市価格高騰重点支援給付金・松戸市生活・暮らし低所高騰重点支援給付金【低所得者世帯給付金】（事務費）		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う臨時措置支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援		174,146	174,146				41,126	133,020				1. 松戸市価格高騰重点支援給付金に係る事務費 1-①. 国による「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の「低所得世帯支援枠」。 新型コロナウイルスの影響を受けた物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯に対して、給付金を支給するにあたり必要な事務経費。 1-②. 事業費：174,146千円 （交付限度額：133,020千円(53,200世帯×2.5千円)） ※53,200世帯=52,040世帯（確定世帯数）+ 2112世帯（見込み世帯数） ※交付限度額は過分の40,126千円は事業費メニュー分を財源とする。 1-③. 下記のとおり 事務費：173,996.58円（確定世帯52,998世帯分） （消耗品費：1,700円、通信費14,310円、光熱水費0.537円、通信費（郵便料）14,902.26円、通信費（電信電話料）46,853円、手数料5,829.56円、委託料150,778.023円、使用料及び賃借料1,147.047円） 1-④. 住民税非課税世帯（基準日：令和5年4月1日） 2. 松戸市生活・暮らし価格高騰重点支援給付金に係る事務費 2-①. 国による「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の「生活者支援枠・推奨事業メニュー分」。 新型コロナウイルスの影響を受けた物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、 低所得世帯の対象外の住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護を受給していない世帯に対して、市独自で給付金を支給するにあたり必要な事務経費。 本事業のうち、ここでは世帯員と等及び非課税の対象となる要計急変世帯分の給付に係る事務経費のみ記載。 2-②. 事務費：146千円 （事務費のうち消耗品費、通信費（電信電話料）、委託料は世帯数で按分（要計急変世帯144世帯、住民税均等割のみ課税世帯192世帯（財源振替分）、住民税均等割のみ課税世帯144世帯（財源振替分）、住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護受療(0)世帯） 2-③. 下記のとおり 事務費：143,992円（消耗品費3,467円、通信費34,314円、手数料11,440円、委託料96,671円） 2-④. 新計急変世帯	–	–	○	–	R5.6	R8.3	プッシュ型の発送や軽減通知等により、対象世帯の利用を促す。	HP、広報紙等	・実施要綱 ・予算説明書 https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/oshirase/kyouhukin-s3.html https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/oshirase/seikatukaisoyouten.html		R5補正（地）
3	R4	単	○	–	松戸市価格高騰重点支援給付金・松戸市生活・暮らし低所高騰重点支援給付金		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う臨時措置支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援		11,370	11,370				11,370					1. 松戸市価格高騰重点支援給付金 1-①. 国による「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の「生活者支援枠・推奨事業メニュー分」。 新型コロナウイルスの影響を受けた物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、 低所得世帯の対象外の住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護を受給していない世帯に対して、住民税非課税世帯に準じて、給付金を支給する。 本事業のうち、住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護受療中のみを記載。 1-②. 給付金：5,610千円 1-③. 補助金：5,610千円（187世帯×30千円） 1-④. 住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護受療(基準日：令和5年4月1日) 2. 松戸市生活・暮らし価格高騰重点支援給付金 2-①. 国による「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の「生活者支援枠・推奨事業メニュー分」。 新型コロナウイルスの影響を受けた物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、 低所得世帯の対象外の住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護を受給していない世帯に対して、市独自で給付金を支給する事業。 本事業のうち、住民税均等割課税のみ課税世帯分（財源振替以外）のみを記載。 2-②. 事務費：5,760千円 2-③. 補助金：5,760千円（192世帯×30千円） 2-④. 住民税均等割のみ課税世帯（基準日：令和5年4月1日）	–	–	○	–	R5.6	R8.3	プッシュ型の発送や軽減通知等により、対象世帯の利用を促す。	HP、広報紙等	・実施要綱 ・予算説明書 https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/oshirase/kyouhukin-s3.html https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/oshirase/seikatukaisoyouten.html		R5補正（地）
4	R4	単	○	–	松戸市価格高騰重点支援給付金・松戸市生活・暮らし低所高騰重点支援給付金（事務費）		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う臨時措置支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援		2,696	2,696				2,696					1. 松戸市価格高騰重点支援給付金に係る事務費 1-①. 国による「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の「生活者支援枠・推奨事業メニュー分」。 新型コロナウイルスの影響を受けた物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、 低所得世帯の対象外の住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護を受給していない世帯に対して住民税非課税相当世帯として給付金を支給するにあたり、必要な事務経費。 本事業のうち、住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護受療中のみ行に係る事務費のみを記載。 1-②. 事務費：2,696円 （事務費のうち消耗品費、通信費（電信電話料）、委託料は世帯数で按分（要計急変世帯144世帯、住民税均等割のみ課税世帯192世帯（財源振替以外）、住民税均等割のみ課税世帯144世帯（財源振替分）、住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護受療(0)世帯） 1-③. 下記のとおり 事務費：1,237.248円 （消耗品費:1,248円、通信費417.776円、手数料20,570円、委託料:252,668円） 1-④. 住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護受療(基準日：令和5年4月1日) 2. 松戸市生活・暮らし価格高騰重点支援給付金に係る事務費 2-①. 国による「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の「生活者支援枠・推奨事業メニュー分」。 新型コロナウイルスの影響を受けた物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、 低所得世帯の対象外の住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護を受給していない世帯に対して、市独自で給付金を支給するにあたり、必要な事務経費。 本事業のうち、住民税均等割課税のみ課税世帯分（財源振替以外）のみ行に係る事務費のみを記載。 2-②. 事務費：1,459円 （事務費のうち消耗品費、通信費（電信電話料）、委託料は世帯数で按分（要計急変世帯144世帯、住民税均等割のみ課税世帯192世帯（財源振替以外）、住民税均等割のみ課税世帯144世帯（財源振替分）、住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護受療(0)世帯） 2-③. 下記のとおり 事務費：1,267.367円 （消耗品費:401円、通信費53.882円、手数料21,120円、委託料1,289.182円） 2-④. 住民税均等割のみ課税世帯（基準日：令和5年4月1日）	–	–	○	–	R5.6	R8.3	プッシュ型の発送や軽減通知等により、対象世帯の利用を促す。	HP、広報紙等	・実施要綱 ・予算説明書 https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/oshirase/kyouhukin-s3.html https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/oshirase/seikatukaisoyouten.html		R5補正（地）
5	R4	単	○	–	松戸市子育て世帯生活応援特別給付金		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		31,913	31,913				31,913					①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象外の低所得世帯に対して市独自で給付金を支給する。これにより、新型コロナウイルスの影響を受け物価高騰等に直面する生活困窮者等を支援する。 ②給付金及び事務費 ①　計　31,913千円 補助金　24,200千円（484人 × 50千円） 事務費　7,713千円 （消耗20千円、広告0千円、光熱水費24千円、通信費222千円、 委託料7,179、通信料0千円、委託料3,000千円、 手数料269.2千円(484件)） ※令和7年3月31日から令和7年3月31日生まれの児童の養育者で住民税均等割りのみ課税者（生活保護受療除く）	–	–	○	–	R6.3	R8.3	勧奨通知等により、対象世帯の利用に支給する。	HP、SNS、広報まつど、ポスター等	・実施要綱 ・予算説明書 https://www.city.matsudo.chiba.jp/koseidesta/matsudoikosodate/kosodateensei/seita_jyosei/seikatsuseien.html		R5補正（地）
6	R4	単	○	–	松戸市子どもの成長応援給付金		–	○	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		790,609	401,158				401,158			389,451		①中学校卒業までの子育て支援策として小学校1年生から小学校3年生まで毎年度に給付金事業を実施することに伴い、未就学児および高校1年生から高校3年生年齢枠毎に対して市独自で給付金を支給する。 ②給付金及び事務費 ①　計　790,609千円 補助金　710,000千円（71,000人 × 10千円） 事務費　80,609千円 （消耗21千円、広告27千円、通信料4,500千円、 手数料3,828千円、委託料72,167千円） （その内訳案：子育て応援特別給付金389,451千円） （その内訳案：子育て応援特別給付金（高校生分）：389,451千円） 未就学児及び高校1年生から高校3年生までの年齢枠毎	–	–	○	–	R6.3	R8.3	勧奨通知等により、対象世帯の利用に支給する。	HP、SNS、広報まつど、ポスター等	・実施要綱 ・予算説明書 https://www.city.matsudo.chiba.jp/koseidesta/matsudoikosodate/kosodateensei/seita_jyosei/seichousienkin.html		R5補正（地）
7	R4	単	○	–	こども食堂センター利用者給食費の減免		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		626	626				626					①コロナ禍における物価高騰対策として、こども食堂センターの利用者の給食費負担額を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②こども食堂センター利用者の給食費の減免（第2子モ半額、第3子以降を無償化）に係る費用 ③金額 626千円(626,100円) 通常児童の給食費　第2子モ半額 ・補助型　1人あたり月平均2003.34円 × 1/2 × 平均24.0人 × 9ケ月 =313,560円 ・負担型　対象者なし 通常児童の給食費　第3子以降を無償化 ・補助型　1人あたり月平均3176.18円 × 平均10.4人 × 9ケ月 =297,290円 ・負担型　1人あたり月平均762.23円 × 平均2.0人 × 9ケ月 =14,290円 ※こども食堂センター利用者	–	–	–	–	R5.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を決定する（対象児童数：41人）	HP:松戸市健康福祉会館にて、入口掲示板等	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shiseisu/guide/fukushi/seisaku/kenkofukushikan/koda-mer-hattatsu/20230519.html		R5補正（地）
8	R4	単	○	–	松戸市幼稚園等通園子どもに係る給食費等支援金		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		81,739	81,739				81,739					①コロナ禍における物価高騰対策として、幼稚園等を利用する多子世帯の保護者の負担軽減のため、給食費等支援金を支給する。 ②第2子に対し月額2,500円、第3子以降に対し月額5,000円を給食費等支援金として支給する。 ③金額 81,739千円 ・消耗品　100千円 ・通信費　1,000千円 ・郵便料　564千円 ・負担費　80,075千円 　第2子分　2,500円 × 2,172人 × 9カ月 =48,870千円 　第3子以降　5,000円 × 7,1人 × 9カ月 =32,085千円 ※幼稚園等を利用する多子世帯	–	–	○	–	R5.4	R8.3	周知徹底により、対象世帯の利用に支給する。	HP、広報紙、LINE、案内、チラシ等	・松戸市幼稚園等通園子どもに係る給食費等支援金支給規則 https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudoikosodate/kosodateensei/hoikuenyouchien/jouchi-en/kyusyokuhi/kouzien.html		R5補正（地）
9	R4	単	○	–	公立保育所利用者給食費の減免		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		15,615	15,615				15,615					①コロナ禍における物価高騰対策として、公立保育所利用者の給食費負担額を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②保育所利用者給食費の減免（第2子モ半額、第3子以降を無償化）に係る費用 ③金額 15,615千円 第2子半額 ・5,000円 × 1/2 × 486人 × 9カ月 =10,935千円 第3子以降無償化 ・5,000円 × 104人 × 9カ月 =4,680千円 ※公立保育所を利用する世帯	–	–	–	–	R5.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を決定する	広報紙・通知等			R5補正（地）
10	R4	単	○	–	松戸市幼稚園等通園子どもに係る給食費等支援金給付事業		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		1,530	1,530				1,530					①コロナ禍における物価高騰対策として、認可外保育施設を利用する世帯へ、給食費等支援金を支給し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②第2子に対し月額2,500円、第3子以降に対し月額5,000円を支援金として支給する。（R5.4～12月分） ③金額 1,530千円 　第2子分　2,500円 × 48人 × 9カ月 =1,080千円 　第3子以降　5,000円 × 10人 × 9カ月 =450千円 　<2年>: ※認可外保育施設を利用する世帯	–	–	○	–	R5.4	R5.12	HP、広報誌のみでなくHP無施設・施設用ポータルサイト掲示板周知徹底により、対象世帯の利用に支給する。	HP、広報紙等	松戸市幼稚園等通園子どもに係る給食費等支援金支給規則		R5補正（地）
11	R4	単	○	–	保育所運営事業（民間保育所運営支援事業）		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		26,708	26,708				26,708					①コロナ禍における物価高騰対策として、市内の民間保育園に対して、給食費相当額を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②市内の民間保育園に対して、以下の給食費相当額を補助する。 　第2子に対し月額2,500円、第3子以降に対し月額5,000円 （R5.4～12月分） ③金額 26,708千円 　第2子分　5,000円 × 1/2 × 9,372人 × 9/12ヵ月 =18,658千円 　第3子以降　5,000円 × 2,136人 × 9/12ヵ月 =8,050千円 ※市内の民間保育園を利用する世帯	–	–	–	–	R5.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を決定する（対象見込児童数：12,108人）	広報紙・通知等			R5補正（地）
12	R4	単	○	–	認定こども園運営事業市内認定こども園助成付加金		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		5,831	5,831				5,831					①コロナ禍における物価高騰対策として、市内の民間認定こども園に対して、給食費相当額を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②市内の民間認定こども園に対して、以下の給食費相当額を補助する。 　第2子に対し月額2,500円、第3子以降に対し月額5,000円 （R5.4～12月分） ③金額 5,831千円 　第2子分　5,000円 × 1/2 × 938人 × 9/12ヵ月 =4,612千円 　第3子以降　5,000円 × 70人 × 9/12ヵ月 =263千円 　<2年>: 　第2子分　5,000円 × 1/2 × 1,851人 × 9/12ヵ月 =3,471千円 　第3子以降　5,000円 × 39人 × 9/12ヵ月 =1,465千円 ※市内の民間認定こども園を利用する世帯	–	–	–	–	R5.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を決定する（対象見込児童数：2,643人）	広報紙・通知等			R5補正（地）
13	R4	単	○	–	認定こども園運営事業市外認定こども園助成付加付金		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		315	315				315					①コロナ禍における物価高騰対策として、市外の民間認定こども園に対して、給食費相当額を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②市外の民間認定こども園に対して、以下の給食費相当額を補助する。　第2子に対し月額2,500円、第3子以降に対し月額5,000円 （R5.4～12月分） ③金額 315千円 　第2子分　5,000円 × 1/2 × 78人 × 9/12ヵ月 =146千円 　第3子以降　5,000円 × 1/2 × 17人 × 9/12ヵ月 =64千円 　<2年>: 　第2子分　5,000円 × 1/2 × 38人 × 9/12ヵ月 =72千円 　第3子以降　5,000円 × 8人 × 9/12ヵ月 =30千円 ※市外認定こども園利用世帯	–	–	–	–	R5.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を決定する（対象見込児童数：142人）	広報紙・通知等			R5補正（地）
14	R4	単	○	–	保育所運営委託事業（市外保育所）		–	○	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		715	715				715					①コロナ禍における物価高騰対策として、市外の民間保育所に対して、給食費相当額を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②市外の民間保育所に対して、以下の給食費相当額を補助する。 　第2子に対し月額2,500円、第3子以降に対し月額5,000円 （R5.4～12月分） ③金額 715千円 　第2子分　5,000円 × 1/2 × 267人 × 9/12ヵ月 =501千円 　第3子以降　5,000円 × 37人 × 9/12ヵ月 =214千円 　<2年>: ※市外保育所利用世帯	–	–	–	–	R5.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を決定する（対象見込児童数：324人）	広報紙・通知等			R5補正（地）

No	国の予算年度	補助事業	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に影響する中小企業等事業者に向けた支援	低所得世帯支援給付を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付者の区分：通常交付金	重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	令を選択した場合より効果が高まると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B-1 国の補助率算出（交付限度額（1、2、3））	B-2 国の補助率算出（交付限度額（4））	B-3 国の補助率算出（交付限度額（5））	B-3 国の補助率算出（交付限度額（6））	B-4 国の補助率算出（交付限度額（7）、（8））	B-4 国の補助率算出（交付限度額（9）、（10））	C 国庫補助額	D その他（一般財源や地方債収益等の経費）	事業の概要（①②③を含めずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③経営戦略（対象者、業態等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	地域住民や事業者等への支援	特定事業者等支援	個人または特定の対象者に給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的目標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	繰越し（地方自治法第二百三十六条第二項及び第三百七十三条に規定する繰越明許費又は地方自治法第二百三十条第一項に規定する繰越事業に該当するか）	予算区分
15	R4	単	○	－	小学校給食費負担金の免除（給食費無償化）	－	○	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		206,390	162,515				162,515				43,875	①コロナ禍における物価高騰等社会経済対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②第2子給食費半額及び第3子以降給食費全額無償化対応に伴う調収入の減先分、（4月～12月） ③減先分：金額206,390千円 【第2子半額】 「第2子半額」 1年生 1,133人 26,003,194円×6/11 ＝△18,911,413円 2年生 1,181人 27,741,059円×6/11 ＝△20,173,115円 3年生 1,216人 28,557,760円×6/11 ＝△20,765,280円 4年生 1,264人 32,028,051円×6/11 ＝△23,293,510円 5年生 1,271人 34,487,852円×6/11 ＝△25,082,074円 6年生 1,158人 30,828,715円×6/11 ＝△22,420,883円 計△132,405,542円 ≒△132,406千円 【第3子以降全額】 1年生 327人 14,956,768円×6/11 ＝△10,877,849円 2年生 343人 15,693,389円×6/11 ＝△11,411,104円 3年生 352人 17,065,511円×6/11 ＝△12,408,826円 4年生 344人 17,438,711円×6/11 ＝△12,682,743円 5年生 336人 16,671,285円×6/11 ＝△12,124,370円 6年生 318人 16,959,291円×6/11 ＝△12,334,020円 計△73,693,310円 ≒△73,694千円 ＜その他財源として、県補助金4,375千円＞ ④小学校45校の児童（給食保護者）の保護者																				
16	R4	単	○	－	小学校給食費負担金の免除（給食費無償化）にかかる事務費	－	○	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		3,466	3,466				3,466					①コロナ禍における物価高騰等社会経済対策として、学校給食の保護者負担軽減するために支援する。 ②第2子給食費半額及び第3子以降給食費全額無償化対応に伴う事務費。 ③事務費 合計3,466千円 消耗品費 ドッグファイル 76円×118冊×1.1 ＝1,000千円 印刷製本費 電色連絡票 15円×93人×1.1 ＝1千円 郵便料 決定通知発送 84円×3,254通 ＝273千円 委託料＜学校給食費＞収・納入・対帳業務委託 75円×22,490通×1.1 ＝学校給食費＞収・納入・対帳業務委託 75円×8,832通×1.1 ＝723,7千円 ④小学校45校の児童（給食保護者）の保護者																				
17	R4	単	○	－	小学校給食の賄材料費（物価高騰対応分）	－	○	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		153,073	153,073				153,073					①コロナ禍における物価高騰等社会経済対策として、学校給食の保護者負担軽減のため、食材料費の値上がり分を市が負担する。 ②学校給食に係る食材料費値上がりに対応すると兼ず分の賄材料費（教職員は除く4月-12月 「令文「食単表」-「給食費負担金保護者負担分-調査」） ③1年生 41円×639,210食×11 ＝29,024,151円 2年生 41円×670,710食×11 ＝31,950,509円 3年生 52円×677,376食×11 ＝38,624,603円 4年生 52円×670,798食×11 ＝38,268,360円 5年生 52円×671,472食×11 ＝38,306,601円 6年生 52円×671,477食×11 ＝38,306,814円 計153,073,116円≒153,073千円 ④小学校45校の児童（給食保護者）の保護者																				
18	R4	単	○	－	中学校給食費負担金の免除（給食費無償化）	－	○	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		95,554	79,342				79,342				16,212	①コロナ禍における物価高騰等社会経済対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②第2子給食費半額及び第3子以降給食費全額無償化対応に伴う調収入の減先分、4月-12月。 ③減先分：金額95,554千円 【第2子半額】 1,249人 92,194,957円×11 ＝△47,050,874円 3年生 1,267人 93,554,000円×11 ＝△47,751,081円 【第3子以降全額】 87人 39,190,270円×11 ＝△28,502,031円 計△28,502,031円 ≒△28,503千円 ＜その他財源として、県補助金16,212千円＞ ④中学校20校の生徒（給食保護者）の保護者																				
19	R4	単	○	－	中学校給食費負担金の免除（給食費無償化）にかかる事務費	－	○	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		1,715	1,715				1,715					①コロナ禍における物価高騰等社会経済対策として、学校給食の保護者負担軽減するために支援する。 ②第2子給食費半額及び第3子以降給食費全額無償化対応に伴う事務費。 ③事務費 合計1,715千円 消耗品費 ドッグファイル 76円×10冊×1.1 ＝836千円 印刷製本費 電色連絡票 15円×447人×1.1 ＝7千円 郵便料 決定通知発送 84円×418通 ＝35千円 委託料＜案内文等作成・収入・対帳業務委託 75円×10,700通×1.1 ＝所定業務費作成・収入・対帳業務委託 75円×4,675通×1.1 ＝817千円 ④中学校20校の生徒（給食保護者）の保護者																				
20	R4	単	○	－	中学校給食の賄材料費（物価高騰対応分）	－	○	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		59,452	59,452				59,452					①コロナ禍における物価高騰等社会経済対策として、学校給食の保護者負担軽減のため、食材料費の値上がり分を市が負担する。 ②学校給食に係る食材料費値上がりに対応すると兼ず分の賄材料費（教職員は除く4月-12月 「令文「食単表」-「給食費負担金保護者負担分-調査」） ③51円×1,602,867食×0.11 ＝△9,451,794円 △9,451,794円 ≒△9,452千円 ④中学校20校の生徒（給食保護者）の保護者																				
21	R4	単	○	－	松戸市自転車用ヘルメット購入費補助事業	－	○	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		10,000	10,000				10,000					①令和4年1月から全ての自転車利用者に対して集団中のヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえ、コロナ禍における物価高騰対策として、ヘルメット購入費用の全額又は一部を助成することで、市民の方々が手に取りやすい価格で購入できるようにする。（購入助成対象自転車は市内自転車販売店に限定し、市内事業者への支援も同時に行う） ②1世帯1人市へのヘルメット購入助成（1人1回2,000円） ③2,000円×5,000世帯＝10,000千円 ④市内在住者																				
22	R4	単	○	－	松戸市運送事業燃料価高騰対策支援金	－	○	○	○	①-1. 原油価格高騰対策	○	⑦中小企業等に対する エネルギー価格高騰対策支援		50,786	50,786				50,786					①地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、コロナ禍における燃料価格等の高騰の影響を受ける市内中小運送事業者に対して支援を行う。 ②燃料価格等の高騰による影響を受けた中小運送事業者に対し、支援金を給付する。 ③運送事業者燃料費高騰対策支援金　計50,786千円 一台一特定貨物自動車運送事業用の車両 28千円×1,640台＝45,920千円 一般貨物自動車運送事業用の車両（貨物バス） 28千円×88台＝2,464千円 ・貨物軽自動車運送事業用の車両 4千円×500台＝2,000千円 ④松戸市内に運業所を有する中小運送事業者																				
23	R4	単	○	－	農業用資材費補助金事業	－	○	○	○	①-1. 原油価格高騰対策	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		5,991	5,991				5,991					①コロナ禍における物価高騰対策として、農業経営者に対し、農業用資材費の一部を補助し、農業経営の安定及び発展を図る。 ②令和4年度分事業において計上した種苗費の10%（上限30万円）を補助金として交付。 ③金額5,991千円（12戸 ④市内に住所を置く農作農家			○	－	R6.8	R6.11	農業経営への支援目標 支援戸数12戸 支援金額30,000千円 （30万円×支援額0.200円）	HP、チラシ配布	https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/gakkoukyouiku/henkoukyouiku/kyuusaihokuhi/mashauka.html			RS補助（地）
24	R4	単	○	－	公衆浴場燃料費高騰支援金	－	○	○	○	①-1. 原油価格高騰対策	○	⑥商業・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		1,200	1,200				1,200					①コロナ禍における燃料価格高騰の影響を受ける一般公衆浴場に対して、燃料費の支援を行うことにより、その負担を軽減させる。 ②一般公衆浴場の灯油・重油・薪代 ③補助金：300千円×相当額＝1,200千円 ④市内一般公衆浴場																				
25	R4	単	○	－	介護保険サービス事業者等支援事業	－	○	○	○	①-1. 原油価格高騰対策	○	⑥商業・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		94,730	94,730				94,730					①コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受ける障害福祉施設等に対して、燃料費・光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させる。 ②介護施設等における燃料費・光熱費 ③合計 94,730千円 ・補助金 94,730千円 ・補助対象事業所であった28事業所に交付 ＊国の交付予定額の各一次事業所の5/6是可支援事業所93事業所に追加交付 ・配慮利等事務費 14千円 ④介護施設等																				
26	R4	単	○	－	障害者施設利用助成関係事務（物価高騰対応分）	－	○	○	○	①-1. 原油価格高騰対策	○	⑥商業・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		38,220	38,220				38,220					①コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受ける障害福祉施設に対して、燃料費・光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させる。（No.38と同事業） ②障害福祉施設における燃料費・光熱費 ③合計 38,220千円（内訳 No.30に38,220千円を計上） ・44,169千円（3万円事業所に実施・1事業所上限150千円） ・配慮利等事務費 51千円 ④障害福祉施設																				
27	R4	単	○	－	松戸市ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業（補正予算分）	－	○	○	○	①-2. エネルギー原材料・食料等安定供給対策	○	⑥地域公共交通や地域観光事業に対する支援		2,000	2,000				2,000					①・ユニバーサルデザインタクシーの普及促進が図り、高齢者、障がい者、子育て世代をはじめ、誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進する。 ・ユニバーサルデザイン車両の導入を促進することにより、タクシー運転者の負担軽減（身体的軽減等）やアプリ運賃への変更につながることから、コロナ禍における エネルギー価格高騰の影響を受けるタクシー事業者等に対し、車両購入費用の補助を行う。 ②タクシー事業者又はリース事業者に対し、ユニバーサルデザインタクシー車両購入費の一部を補助する経費 ③ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業補助金 2,000千円 ・事業1台に付き、車両本体価格×1/3・600千円（上限400千円） ・補助台数は台千支2400千円×1台＝2,000千円補助） ④a. 松戸市に営業所を有するタクシー事業者 　b. AIに対してユニバーサルデザインタクシーを貸与するリース事業者																				
28	R4	単	○	－	松戸市ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業（補正予算分）	－	○	○	○	①-2. エネルギー原材料・食料等安定供給対策	○	⑥地域公共交通や地域観光事業に対する支援		2,400	2,400				2,400					①・ユニバーサルデザインタクシーの普及促進が図り、高齢者、障がい者、子育て世代をはじめ、誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進する。 ・ユニバーサルデザイン車両の導入を促進することにより、タクシー運転者の負担軽減（身体的軽減等）やアプリ運賃への変更につながることから、コロナ禍における エネルギー価格高騰の影響を受けるタクシー事業者等に対し、車両購入費用の補助を行う。 ②タクシー事業者又はリース事業者に対し、ユニバーサルデザインタクシー車両購入費の一部を補助する経費 ③ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業補助金 2,400千円 ・事業1台に付き、車両本体価格×1/3・600千円（上限400千円） ・補助台数は台千支2400千円×1台＝2,400千円補助） ④a. 松戸市に営業所を有するタクシー事業者 　b. AIに対してユニバーサルデザインタクシーを貸与するリース事業者																				
29	R4	単	○	－	松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金	－	○	○	○	①-2. エネルギー原材料・食料等安定供給対策	○	⑥地域公共交通や地域観光事業に対する支援		46,970	46,970				46,970					①コロナ禍における エネルギー価格高騰への対策として、市内公共交通事業者に対し、経費の一部を補助することで、公共交通の安定的な運行の維持を図る。 ②・対象：令和4年1月末日時点で市内事業者が営利している車両の燃料費 ・補助：1台当たり定額補助とする方式 ③バス　・137台×19,968円＝2,726千円 タクシー　・420台×40,979円＝43,206千円 鉄道　・燃料価格高騰に伴う経費 4,500千円 合計：46,970千円 ④・市内に営業所を有するバス及びタクシー事業者 ・市内を運行する鉄道会社のうち、協立交通会が公表する地域鉄道事業者（1社）																				
30	R4	単	○	－	保育所運営事業（教育保育所運営支援事務（3月補正分）	○	－	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	－		6,668	6,668	6,668								①コロナ禍における物価高騰対策として、市内の教間保育園に対して、給食費相当額を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②市内の教間保育園に対して、以下の給食費相当額を補助する。当初基準（無償化5,000円、半額2,500円）と、施設設定の給食費との差額部分について、追加で支援するもの。 ・第2子半額、第3子以降無償化 ③合計：6,668千円（対象：1,150人） ④市内教間保育園利用世帯					R6.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を給付する （対象見込世帯数：1,150人）	広報紙・通知等			RS補正（地）
31	R4	単	○	－	認定こども園運営事業市内認定こども園施設型給付費（通常分）	○	－	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	－		1,421	1,421	1,421								①コロナ禍における物価高騰対策として、市内の教間認定こども園に対して、給食費相当額を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②市内の教間認定こども園に対して、以下の給食費相当額を補助する。当初基準（無償化5,000円、半額2,500円）と、施設設定の給食費との差額部分について、追加で支援するもの。 ・第2子半額、第3子以降無償化 ③合計：1,421千円（対象：660人） ④市内認定こども園利用世帯					R6.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を給付する （対象見込世帯数：660人）	広報紙・通知等			RS補正（地）
32	R4	単	○	－	認定こども園運営事業市外認定こども園施設型給付費（通常分）	○	－	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	－		32	32	32								①コロナ禍における物価高騰対策として、市外の教間認定こども園に対して、給食費相当額を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②市外の教間認定こども園に対して、以下の給食費相当額を補助する。当初基準（無償化5,000円、半額2,500円）と、施設設定の給食費との差額部分について、追加で支援するもの。 ・第2子半額、第3子以降無償化 ③合計：32千円（対象：23人） ④市外認定こども園利用世帯					R6.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を給付する （対象見込世帯数：23人）	広報紙・通知等			RS補正（地）
33	R4	単	○	－	保育所運営委託事業（市外保育所）（通常分）	○	－	○	○	①-37. コロナ禍において生活困窮者に対する生活困窮者等への支援	○	－		90	90	90								①コロナ禍における物価高騰対策として、市外の教間保育園に対して、給食費相当額を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②市外の教間保育園に対して、以下の給食費相当額を補助する。当初基準（無償化5,000円、半額2,500円）と、施設設定の給食費との差額部分について、追加で支援するもの。 ・第2子半額、第3子以降無償化 ③合計：90千円（対象：11人） ④市外教間保育園利用世帯					R6.4	R5.12	対象世帯への支援を目的として、市が支援金額を給付する （対象見込世帯数：11人）	広報紙・通知等			RS補正（地）
34	R4	単	○	－	障害者施設利用助成関係事務（通常分）	○	－	○	○	①-1. 原油価格高騰対策	○	－		10,000	10,000	10,000								①コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受ける障害福祉施設に対して、燃料費・光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させる。（No.30と同事業） ②障害福祉施設における燃料費・光熱費 ③合計：41,220千円（このうち、No.30に10,000千円を計上） ・46,169千円（3万円事業所に実施・1事業所上限150千円） ・配慮利等事務費 51千円 ④障害福祉施設					R6.8	R5.10	対象となる障害福祉施設への補助を実施する （対象事業所一406事業所）	HP等	https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/kansenshou/bukkakoutou.html		RS補正（地）